

第 号	年 月 日発行
国家公務員共済組合法 (昭和33年法律第128号) 第116条第3項の規定に基づく 監査証票	
所 属	写 真
官 職	
氏 名	
生年月日	
発 行 者	財 務 大 臣 財 務 局 長 又は福岡財務支局長

国家公務員共済組合法 (抄) (財務大臣の権限) 第 116 条 (第 1 項及び第 2 項 略)
3 財務大臣は、必要があると認めるときは、当該職員に組合又は連合会の業務及び財産の状況を監査させるものとする。
(第 4 項 略)
監査に従事しなくなったときは、速やかに本証を返納すること。

- 備 考
- 1 用紙は厚質青紙とし、大きさは縦5.4センチメートル横8.5センチメートルとする。
 - 2 写真の大きさは、縦3.5センチメートル横2.5センチメートルとする。
 - 3 この監査証票は財務本省所属の職員に係るものであつては財務大臣が、財務局所属の職員に係るものにあつては財務局長が、福岡財務支局所属の職員に係るものにあつては福岡財務支局長が、それぞれ発行するものとする。